

2025 年 1 月 27 日

大阪市環境局長
堀井 久司 様

大阪市職員労働組合環境局支部
支 部 長 橋 本 慎 吾

2025 年度業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れ

市行政の円滑な推進や市民サービスを担保する観点から、行政業務に見合う執行体制の確立は必須であり、業務執行体制の変更は、勤務労働条件に大きくかかわるものであると認識している。

大阪市では「新・市政改革プラン」において「市重点施策の推進にかかる増員等を除き、原則として増員しない」としているが、この間のコロナ対応業務でも明らかなように大阪市総体として要員が不足しており、また、当局においても一部の職場で常態的な超過勤務が発生している。

要員配置に関わっては「仕事と人」の慎重な関係整理に基づき行われる必要があり、職員の勤務労働条件に大きく影響することから、交渉事項として誠意を持って対応するよう求めるとともに、次の通り申し入れる。

記

1. 2025 年度事務事業の執行体制について、職員の勤務労働条件を確保するために必要な要員を配置すること。また、執行体制の改編などを行う場合については、「仕事と人」の関係整理の内容について検証するに足る情報を提供すること。
2. 超過勤務時間数の上限設定や、年次休暇取得の促進が、職員の負担とならないよう「仕事と人」の関係整理のうえで、適正な要員配置を含む実効ある取り組みを行うこと。また、「36 協定」締結職場においては、協定が遵守されるよう各職場と連携を図ること。
3. 安易な事務事業の廃止・縮小は、市民サービスに大きな影響を与えることから、慎重に検討すべきであり、「行政サービスへの最先端の ICT の活用」や「経営形態の変更」、「委託化」、「統合化」などといった課題については、職員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼすことから、十分な交渉・協議を行うこと。
4. 大規模災害や感染症等の公衆衛生にかかる行政対応については、業務の継続性を重視した恒常的で実効性のある体制を確保するとともに「非常時」にも耐えうる体制を確保すること。また、今後新たな被災自治体への支援についても「仕事と人」への影響を検証し、勤務労働条件に変更が生じる事項は協議を行うこと。

5. 育児休業等により欠員が生じた場合には、任期付職員制度をふまえ誠意をもって対応すること。

また、本日時点における休業者数、2024 年度末の退職予定者数を明らかにされたい。

以 上